

行政常任委員会報告

平成 28 年 12 月 6 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 教育委員会

- (1) 認定こども園の建設予定地について
- (2) 夕張市石炭博物館模擬坑道改修工事の設計変更に伴う契約額の変更について

2 建設農林課

- (1) 農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等について
- (2) 市道路線の変更について
- (3) 北海道森林管理局によるエゾシカ捕獲実証事業について

3 市民課

- (1) 夕張市交通安全計画（第 10 次）について
- (2) 夕張市基地及び火葬場条例の一部改正について
- (3) 宮前町浴場の煙突折損及び転倒防止工事について

4 まちづくり企画室

- (1) 夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正について
- (2) 拠点複合施設検討チームの基本構想の策定について
- (3) 夕張市特定財産の売却について

◎出席委員（8 名）

大	山	修	二	君
高	間	澄	子	君
本	田	靖	人	君
小	林	尚	文	君
今	川	和	哉	君
熊	谷	桂	子	君
君	島	孝	夫	君
千	葉		勝	君

◎欠席委員（0 名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 8 名であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育委員会、建設農林課、市民課、まちづくり企画室の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。

【教育委員会】

1. 認定こども園の建設予定地について
2. 夕張市石炭博物館模擬坑道改修工事の設計変更に伴う契約額の変更について

(教育長)

記載の報告事項につきまして 2 点、教育課長よりご報告させていただきます。

(教育課長)

それでは、認定こども園の建設予定地につきましてご説明申し上げます。

資料 1 の 1 ページをごらんください。

認定こども園の整備におきましては、平成 28 年 3 月に策定された夕張市コンパクトシティ構想において、以下の二つのコンセプトが定められており、これらをもとに立地環境、保育環境、保育テーマという三つの観点から整備目標は掲げられています。

また、保護者が望む保育環境として、以下に記載のような点が上げられております。いずれも、夕張の豊かな自然を生かした保育を望むものとなっております。

次のページをごらんください。

続きまして、各関係団体との検討経緯についてでございます。

まず、保育協会につきましては、本年 2 月に認定こども園の移行について

検討していただくよう依頼し、翌 3 月に、同協会の理事会において協議の上認定こども園への移行について了承をいただいたところでございます。

次に、保護者の方々につきましては、6 月に保護者向けのアンケートを実施し、認定こども園の整備について、さまざまなご意見をいただいたところがあります。

また、11 月 29 日に開催した第 3 回夕張市子ども・子育て会議において、認定こども園の建設予定地について提案させていただき、その内容について各委員からの了承をいただいているところでございます。

次のページをごらんください。

こちらは、認定こども園設立に向けたスケジュールの概要でございます。あくまで、現時点における暫定的なスケジュールとなりますが、認定こども園は、平成 32 年度中に開設する予定であり、それに向け、基本設計、実施設計の準備を進め、平成 31 年度から園舎の工事に着工する見込みでございます。

次のページをごらんください。

以上、これらのことを踏まえ、子ども・子育て会議において承認をいただいたとおり、清水沢 3 丁目の旧清水沢小学校跡地において建設を進めたいと考えております。こちらにはまだ旧清水沢小学校の建物が残っておりますが、除却の上、今後整備を進めていく予定でございます。

認定こども園の建設予定地については、以上でございます。

続きまして、夕張市石炭博物館模擬坑道改修工事の設計変更に伴う契約額の変更についてご説明申し上げます。

現在、模擬坑道の維持と安全を確保するための改修工事が行われているところでありますが、工事実施に伴い、当初の見込みより状態の悪い道路などがあったため、設計変更が必要となり、それに伴い、契約額が現契約額の 2 億 4,084 万円から 1,035 万 7,200 円増額となり、2 億 5,119 万 7,200 円へと変更となるものであります。

主な変更内容としましては、補強鋼枠の増、入口建屋の改修方法変更及びトンネル上部防水補修追加、炭層天盤補強箇所を追加、坑道内吸気方法の変更及び水中ポンプの追加の 4 点でございます。

補強枠の増につきましては、当初、見込んだものよりも坑道の天盤の劣化が進んでいたため、より多くの鋼枠で補強する必要が生じたものであります。そのほかに、仮設足場の減及び上添え坑道の補強鋼枠の減による経費の減額を含め 386 万 3,000 円の増額となっております。

入口建屋の改修方法変更及びトンネル上部防水補修追加につきましては、坑道入り口に設置されている建屋の改修防水補修が、当初、内部からの工事のみで完了する見込みであったものが、劣化の状態から、外側からの施工が

必要と判断されたもので、196万2,000円の増となっております。

炭層天盤補強箇所の追加につきましては、坑道内の鉄柱カップ採炭の展示箇所の天盤が見込みよりもはるかにもろい状態にあり、予定よりも高度な補強を要したもので、90万円の増となったものであります。

坑道内吸気方法の変更につきましては、当初、坑道内の通気を入り口側から出口方向へとする予定だったものが、より効率的に通気を行うには、反対の出口側から入り口方向へとするのが適正であると判断されたことから、施工方法が変更となり、経費につきましては、2番目に記載の入口建屋の改修方法変更に含まれているところであります。

水中ポンプの追加につきましては、坑道内のポンプ材に設置された4基の排水ポンプ、陸上2基、水中2基のうち水中ポンプ2基が過剰な能力を有しており、そのために余計な電力を消費していると判断されたことから、この2基を交換するもので109万円の増となったものであります。初期費用はかかるものの、長期的に見ると多くの電力を節約できるものでございます。

そのほか、諸経費としまして177万5,000円と消費税76万7,000円を合わせ1,035万7,000円の増額となったものでございます。

なお、この設計変更に伴う契約変更につきましては、第4回定例市議会に上程する予定でございます。

夕張市石炭博物館模擬坑道改修工事の設計変更に伴う契約額の変更に係る説明は、以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

認定こども園の建設予定地についてなのですけれども、こちら旧清水沢小学校跡地に建設する予定ということで、ここに向かう取りつけ道路の改修工事も恐らく一緒になるかと思うのですけれども、この工期はそういった想定も含んでいるのでしょうか。

(教育課長)

今現在、市道認定はされていないかとは思いますが、道路は、何年か前に、総合福祉センターを建設予定地として道路整備はもう既に終わっておりますので、一番上に上がった場所からの整備となりますので、それまでの取りつけ道路の整備については、現在、検討はしておりません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

地方版総合戦略の中で、認定こども園の整備につきましては、アクセスしやすく、利用しやすい体系を備えた施設として整備すると言っているのですが、アクセスの部分については、今後、交通体系の問題は今やっていますので、それらとで考えているのかどうなのか。お願いします。

(教育課長)

交通アクセスの件でございますが、基本的に、保育園は親御さんが送り迎えしていただくということと、幼稚園部分につきましては、今現在は幼稚園バスを運行しておりますので、公共の交通機関を使ってお子さんなり親御さんがいらっしゃるということは、基本的には想定はしておりません。

ただ、認定こども園になった際に、その後、幼稚園部分の送迎バス、保育園部分の親御さんの送迎については、今後、保育協会も含めてどのような体制でやっていくのが、一番園にとっても、保護者にとってもいいのかというところを協議、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(君島委員)

ほかに候補地というのは、幾つかあったのでしょうか。

(教育課長)

このほかに、今現在、まちづくり企画室を中心として市全体で取り組んでおります、清水沢地区の拠点整備の付近についても検討はいたしましたが、平成32年度オープンということを鑑みて、あそこ周辺に夕張市の市有地がほぼない。あと、あっても大きな面積がとれないということから、迅速に進めたいということと、自然豊かなという部分で、最終的に旧清水沢小学校跡地という判断をしたところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

この場所なのですけれども、山の小高いところという状況で、春先ですとか、よく凍って車がなかなか上がらないような状況も見受けられてきたと思います。これまでね。今、天候変動の中で1年中そういうことが起こり得るなというふうに思うのですけれども、そういったことはどのようにお考えですか。

(教育課長)

それは、道路の部分という判断でしょうか。

(熊谷委員)

登園、登下校、学校だとそういうふうに言いますけれども、そのときの安全ですよ、子どもの安全。

(教育課長)

基本的には、先ほど申したとおり、幼稚園バス、もしくは保護者の送迎となっております。基本的にあそこの取りつけ道路、確かに山の上でございますので、道路の凍結等も冬期間であれば非常に危険な可能性もございますので、その辺につきましては、道路管理者となる予定である市道の土木のほうと十分に連携を図りながら、道路の安全対策については進めてまいりたいというふうに考えております。

(熊谷委員)

近くのお子さんの場合は、徒歩でということもあるかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

これに向けて、子ども・子育て会議、11月29日、その分を踏まえて報道等もそれぞれ既に出ていたということだと思いますけれども、この部分に関心がして、子育て会議のほうではどのような考え方、意見が出ていたのかと。

それから、当然、場所がこうやって選定されるということになりますと、これにかかわる地域の住民、市民の方がおられますので、そういう部分含めて理解をいただかなければならない案件だと思っています。その部分踏まえて対応はされていると思いますけれども、考えありましたらお願いいたします。

(教育課長)

まず1点目、子ども・子育て会議での質問の中では、建設予定地は小高い山の上になっておりますので、周りが崖のような場所があるので、安全面や危機管理面はどのように考えているのかという質問がございましたので、フェンスですとか、門扉ですとか、逆に山の小高い上ですので、夜になると上がっていったら誰も見えないところということもありますので、門扉もしくは防犯カメラ等の設置を、今後、対応、検討していきたいという回答をしたところでございます。

そのほかに、土地の面積が十分足りているのかということも、今現在では9,176平米というところで、十分当方では足りているという判断をしているところでございます。

あと、地域住民に関しては、当然、子ども・子育て会議で本日の行政常任

委員会を踏まえて、地域住民の方々には、これからご説明に行って、当然、工事の最中も近隣の方にはご迷惑がかかると思いますので、十分な説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(小林委員)

その部分踏まえまして、当然、これからいろいろな意味で出てくるスケジュール感でいきますと、工期等もある程度、きちっと決めてやられているということで、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

(熊谷委員)

道路の安全ということで、もう1点お聞きしたいのですが、送迎するときに、冬ですともう3時半、4時過ぎるともう暗くなってくるのですが、今の状況では、多分、外灯が足りないと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

(教育課長)

現在は、夜、利用していない状況でありますので、今後、認定こども園を上設置する、冬期間の早目に暗くなるということも踏まえて、道路管理者等々とも協議、検討しながら、安全対策については進めてまいりたいというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

ちょっと確認させていただきたいのですが、まだ旧清水沢小学校の建物が一部残っているということなのですが、これの除却の開始の時期はいつで考えていらっしゃいますか。

(教育課長)

3ページのスケジュール表でいきますと、今現在では、平成30年の基本設計、実施設計の年度に行いたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つだけ確認で、石炭博物館の模擬坑道の関係で、先ほどこの辺り説明いただきましたので、ただ、最初からかなり大きな金額の部分でこの工事に入ったという認識はしています。その部分で、先ほど細かくある程度のこういう部分で金額というのは提示されましたので、問題はないのかなと思います。

けれども、相当、言葉の中に、想定をされていなかったような傷み方をして
いるという部分があったので、その部分が要因なのかなと思いますけれども、
例えば、水のことにしても、ポンプのことだったのか、それとも想定外の水
という部分が出てきたのか、もうちょっとその辺のところ、金額がその中で
結構合わせると大きな金額になったので、ちょっとお知らせいただければな
と思います。

(教育課長)

まず、想定以上の補強が必要になった部分というのは、実際に工事してみ
た中で、当初、打診といいますか、たたいて点検はしているのですけれども、
工事の中で想定以上に老朽化なり劣化が激しいという部分について、当然、
安全面のことから、補強するということところが何カ所か出てきたので、追加工
事ということでございます。

それと、水中ポンプにつきましては、今現在も特段故障して使えないとい
うわけではないのですけれども、ただ、水量、年間通じて雪解け時期、春先
ですとかには非常に水量がふえるのですけれども、4基あれば十分足りてはい
るのですけれども、今の2基にしても、今現在、22キロワットのポンプが設
置されているのですけれども、基本的には、その1基を動かしてもまだ容量
的に余っているという状況から、工事業者的さんのほうから、いろいろと計算
してみたら、もうちょっと小さい容量でもいけますよと、どうでしょうか
という相談があって関係機関ともいろいろと協議した結果、小さくする。

当然、イニシャルコストはかかるのですけれども、その後のランニングコ
ストを考えると、小さく22キロワットから15キロワットに変更する予定で
ございます。その間で、年間、約76万円の電気料の節電になるということか
ら、約2年ほどでもとがとれるということから交換することに変更いたしま
した。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

確認ですので、よろしいです。ありがとうございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

認定こども園の建設予定地についての説明について、若干確認をさせてい
ただきたいと思いますが、ほかのまちづくりの関係でも、非常に重要なこと
になってくると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それで、まず1ページ目の整備目標ということで、四角い枠で囲っていただいてその下に、具体的に保護者が望む保育環境というふうに記載をしていただいておりますが、これは平成28年6月に、次ページに書いてありますが、保護者アンケートを実施されていますけれども、その内容も反映されているということですのでよろしいですね。

(教育課長)

アンケートにはさまざまな意見をいただきましたが、その中で、集約した中で一番多かった意見として、このような形で記載させていただいております。

(議長)

ありがとうございました。

それで、また1ページのほうにちょっと戻るのですが、保育環境ということで、近所を気にすることなく、子どもの声が広がる保育をということからすると、先ほど君島委員からの質問にもありました、候補地検討の中で、こういったところも検討材料になったのかなというふうに思うのですが、近所を気にすることなくというのは、やはり現行の、いわゆる幼稚園、保育園の中でも、そういったご近所さんとのトラブルとは申しませんが、何か事例があつてのことなのでしょうか。

(教育課長)

この関係者、保育園の園長さん、保母さん、幼稚園の園長と幼稚園教諭と集まっていろいろとご意見いただいた中で、やはり、今、議長のお話にありました散歩もしくは園庭で遊んでいるときに、非常に残念なのですが、年1回から2回程度、うるさいというような苦情が来るということから、今現在も、道路、歩道を散歩しているときには、子どもたちに余り騒がないようにとか、大きな声を出さないようにというような、先生方は気遣いをしながら散歩しているという状況から、子どもたちが伸び伸びと、多少、大きな声を出しても子どもたちですので、元気よく育っていただきたいということから、このような記載をさせていただいています。

以上です。

(議長)

わかりました。

それでは最後ですが、先ほど本田委員のほうからも質問ありました除却の関係で、除却の経費の見込額というのは、現在のところどのようになっていますか。

(教育課長)

今現在、実施設計をやっている最中ではございますが、おおむね2,500万

円程度の予定でございます。

(大山委員長)

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設農林課】

1. 農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等について
2. 市道路線の変更について
3. 北海道森林管理局によるエゾシカ捕獲実証事業について

(大山委員長)

それでは、次に、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

建設農林課から、今定例市議会議事案件となります農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等について、市道路線の変更についての2点の報告、最後に、北海道森林管理局によるエゾシカ捕獲実証事業について、農業委員会事務局長及び担当課長のほうから報告いたします。

(農業委員会事務局長)

それでは、農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等についてでございますが、説明の前に、申しわけございませんが、資料1の語句の訂正をお願いいたします。

訂正箇所は、資料1の3の条例の制定・改正の内容に記載があります表中、ナンバー1の行に記載の「農地利用推進委員」を「農地利用最適化推進委員」に訂正願います。大変申しわけございません。

それでは、説明に入らせていただきます。

趣旨。この改正の趣旨でございます。

このたびの条例改正等は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、夕張市農業員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定など、必要な条例等の制定及び改正を行うものでございます。

農業委員会等に関する法律改正の主なポイントの概要でございますが、3ポイントございます。

農業委員会業務の義務化がされました。農業委員会の業務のうち、農地等の利用の最適化の推進が義務業務と法律で明確にされたところでございます。

また、二つ目は、農業委員会の選出の方法が、公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更となりました。

三つ目が、農業委員とは別に、地域で農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設となりました。

この三つが、改正の大きなポイントとなっております。

次に、今回の条例の制定・改正の内容についてでございます。

3 番の表をごらんください。

まず一つ目は、夕張市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定でございます。

農業委員(現行 9 名)を 7 名にし、農地利用最適化推進委員 6 名(新設)とし、現行の夕張市農業委員会委員及び職員定数条例を廃止し、この条例に定めのある農業委員会事務局職員の定数 4 名は、職員定数条例を改正し定めるものでございます。

次に、二つ目は、非常勤の農業委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。

この改正は、農地利用最適化推進委員の新設等に伴うもので、一つは農地利用最適化推進委員の報酬、月額 5,000 円、現行の農業委員の現行額に同じです。

二つ目は、実績報酬として、担い手への農地の集積や遊休農地減少の際、農業委員、農地利用最適化推進委員に国が支給する報酬を定めるものでございます。

この条例のほか、関連規則、要綱等 7 件の制定、改正を予定してございます。

次に、4 番目の条例改正から推薦・公募、任命・委嘱までのスケジュールの概要でございます。

12 月定例市議会で条例の制定、改正の議案をご審議いただき、その後、附則等を定め、2 月から 4 月の間に公募し、選任に向け作業を行います。市長が選任する候補者を選定し報告し、6 月定例市議会で承認を受けた後、7 月に農業委員は市長より任命され、農地利用最適化推進委員は農業委員会より委嘱され、新たな制度により農業委員会がスタートしてまいります。

概要につきましては、この表のほうをごらんいただければと思います。

以上でございます。

(総務課長)

ただいま、農業委員会事務局長からご説明あったとおりでございますけれども、これまで、農業委員会の業務に従事する職員の定数というものは、現行の夕張市農業委員会委員及び職員定数条例の第 2 条の中で、職員の定数は

事務局長及びその他職員 3 人とするということで、職員 4 名については、この条例の中で定数をうたっておりまして。今回、ただいま説明のあったとおり、夕張市農業委員会委員及び職員定数条例が廃止となることから、農業委員会業務に従事する職員 4 名については、新たに職員定数条例の中に組み込まなければならないということでございますので、特段、総務課から報告案件としては設けておりませんが、そういうご理解をお願いをしたいというふうに思います。

また、新たに、今回の法律の改正に伴いまして、農地利用最適化推進委員というものが設置をされることになったのは、今、説明があったとおりでございます。この推進委員の報酬についても説明があったわけですが、これも新たに報酬の部分につきましては、非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例について、この農地利用最適化推進委員に係る報酬額について新たに定めなければなりませんので、非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、この報酬額を新たにつけ加えるということで補足させていただきたいと思いますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

(建設農林課都市計画土木担当課長)

続きまして、市道路線の変更についてご報告申し上げます。

資料 2 でございます。

市道鹿の谷 2 丁目通線及び鹿の谷 3 丁目通線でございますが、花園橋のかけかえ工事に伴い、2 路線の起終点の変更を行うものでございます。

資料 2 の黒色の実線が新ルートになります。点線が今の現道になります。また、花園橋につきましては、現在、現道を利用しながら、12 月末までに新橋に切りかえるという予定で、今現在、工事を進めております。

この市道路線の変更にかかわる案件につきましては、道路法の規定により、第 4 回定例市議会に提出するものでございます。

以上です。

(農業委員会事務局長)

それでは、資料 3 をごらんください。

北海道森林管理局によるエゾシカ捕獲実証事業についてであります。

本事業につきましては、11 月 29 日の北海道新聞の朝刊に記事が記載されておりました。

先般、空知森林管理署に対し、担当課として要望する機会がございましたので、国有林内でのエゾシカ捕獲について意見を述べたところ、本年度、北海道森林管理局が食害をもたらす、エゾシカの効率的な捕獲を進めるための

エゾシカ捕獲実証事業のモデル地区となったものと思われます。対象地域は、夕張市と栗山町にまたがる国有林内で行うものでございます。

事業名は、森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業。

実施主体は、北海道森林管理局でございます。

実施機関は、NPO法人E n V i s i o n 環境保全事務所。

事業期間につきましては、平成 28 年 9 月 9 日から平成 29 年 3 月 22 日まででございます。

事業箇所は、夕張市滝ノ上、国有林、草木舞林道沿いとなります。

事業目的でございますが、費用対効果が高く効率のよいエゾシカ捕獲手法を確立するための実証を行うものです。

その他といたしまして、先ほど申しました事業期間のうち、捕獲作業は平成 29 年 1 月下旬から 2 月下旬を予定してございます。

捕獲に当たっては、猟友会夕張支部が協力し、これに当たってございます。

実施方針等を検討する夕張地区エゾシカ捕獲連携協議会が設立をされ、建設農林課農林係が構成員となっております。

事業期間中は、草木舞林道を閉鎖し、関係者以外の立ち入りを禁止するとともに、捕獲作業中は林道入り口に監視員を配置するものです。

地元町内会には、捕獲作業前に事業者から連絡し説明をいたします。既に E n V i s i o n 環境保全事務所が町内会に説明を行った旨連絡が入ってございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(千葉委員)

農業委員の定数の問題なのですが、現行 9 名なのですが、7 名に削減した理由等があればお聞かせ願いたいのです。

それとあわせて、最適化推進委員のほうは 6 名で新設なのですが、これは、例えば、農業委員の 7 名と同じくなるようなことは考えたのかどうかについてもお願いします。

(農業委員会事務局長)

農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数についてのご質問です。

農業委員 7 名、農地利用最適化推進委員を 6 名とした根拠でございます。

農業委員の定数についてでございますが、施行令第 5 条で、政令定数としては 14 名されてございます。ただし、現行 9 名に減らした数の部分について

は、夕張における農業者の地域協議をする農事組合が6地区ございます。農業委員として地区の推薦ではございませんが、各地区と連携しながら、あるいは総体的に見るということでもありまして、6地区にほぼ1名を担当地区として配置できるだろうということで、まず6名を選定し、さらに、今回の法改正で利害関係を有しない中立者というものを必ず置きなさいということを法で定められたことから、そのような中立者を1名加え、7名としたものでございます。

また、推進委員定数についてでございますが、政令等においては、定数は11名となります。11名でございますが、やはりこちらは農業者の地域、先ほども申しましたように、農事組合が6地区ございますので、各地区からこれは1名ずつ公募いたしまして、各地区より1名ということで計6名ということになります。

以上から、農業委員を7名、それから農地利用最適化推進委員を6名ということで定数を定めようとするものでございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

農業委員及び農地利用最適化推進委員を選ぶ際に、スケジュールの2から4月のところで、農業委員候補者評価委員会の開催及び農地利用最適化推進委員選考委員会の開催とあるのですが、この選考委員会、評価委員会というのは、どのような方々が選考委員となるのでしょうか。

(農業委員会事務局長)

評価委員会、それから選考委員会という部分でのご質問でございます。ご質問にお答えいたします。

まず、農業委員の候補者に対する評価ということで、夕張市農業委員会農業委員候補者評価委員会設置及び運営要綱というものを制定する予定でございます。その中で、組織として定めている者は、現状、今の予定ですが、理事、それから建設農林課長、総務課長、それからまちづくり企画室長、それから農業員会会長という5名でございます。

それと、もう1点、農地利用最適化推進委員につきましては、これは農業委員会が選考するものでございますので、農業委員会の委員全員でそれについてかわるということでございます。

以上でございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

今の質問の中にもあるのですけれども、2月から4月の中で農業委員候補者評価委員会という、この評価というその基準というか、そういうものはあらかじめあるものなのか、また、あればどのようなものなのでしょうかね。

(農業委員会事務局長)

今回の農業委員会法の改正に伴い、次の者が国のほうで定められておりまして、農地利用の最適化に資する人を農業委員とするようにということで、具体的に言いますと、当然ながら担い手の農地利用の集積の調整、それから遊休農地の発生防止、解消に資する現地活動、それから、いろいろな新規参入の法人、あるいは個人、新規就農者という部分での対応等々がスムーズに果たせる人材ということで、選定の項目を、選定というか、要は、それに資する人は農業者という類いから選定するものでございます。

先ほど言いました中立的な立場という方はそれに該当する者ではございませんけれども、その他6名の農業委員については、それぞれの内容で、選定というより候補者の評価、要は、この方が適切であるかどうかということをするのが評価委員会でございますして、それが、最終的にその報告を市長が受けて、市長が議会の承認を受けた上で任命をするという流れでございます。

以上でございます。

(総務課長)

ちょっと済みません。答弁調整お願いします。

(大山委員長)

答弁調整により、休憩いたします。

〔答弁調整〕

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(農業委員会事務局長)

農業委員候補者の選考委員会についての評価につきましては、まずは、評価というよりも何を委員会でするのかということは、市長の求めにより候補者の評価を行い、市長に報告するということが一つあります。また、候補者の評価に当たり、推薦または候補に応じた各候補者の活動履歴等の審査を行い、必要に応じて面接、その他適当と認める方法によって審査等を行うものでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

難しいけれども、ありがとうございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

北海道森林管理局によるエゾシカの捕獲実証事業という部分で説明ありました。たまたま、私、滝ノ上で、地元だということでちょっと何点か確認させていただきます。

1点目に、これら事業を進めていただく中で、先ほど実施主体、また、実施機関、これは直接市ではないということで、北海道森林管理局、また、NPO法人ということで聞いていましたので、これに至るまでの間、行政側として、また担当課としてかわりがあるというふうになったのかどうかという点と、この部分が、夕張で、今、鹿等の食害についての部分と、これからいろいろな部分が連動されていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

(農業委員会事務局長)

まず、市のほうの働きかけがあったのかどうなのかというところのご質問でございますが、先ほど、前段でご説明をしましたように、空知森林管理署に対して、担当課として市町村が広域でエゾシカ対策、被害について駆除等を行っているところでございますが、それに比べて、国有林内での状況はどのようなのかということと、同じ森林で隣接していることもございまして、国有林内での捕獲等の部分についても何らかの手を打っていただけないだろうかという、そのような要望を過去にした経緯があります。その後、今回のものにつながったのではなかろうかというふうには思っているところでございます。

もう1点の、今後につきましても、農業被害、あるいは食害も含めて、それからビニールハウスの被害等々の部分も含めて、今後も継続していただきたいということで国有林、要は空知森林管理署、北海道森林管理局のほうにも継続してお願いできないだろうかということで要望しているところでございます。

以上でございます。

(小林委員)

その部分についてはお願いしたいと思いますけれども、当然、所管が国有林、造林またがっている部分もあるかと思います。

ちなみに、これに至る部分はわかりましたので、それに付随して、現状で夕張の鹿の増減というか、それから被害等がわかる時点で、その部分が、これからどうしても私ども見ていますと、自衛策としてかなりでこ入れして、

電牧柵の設置はされているのですけれども、経過年数を過ぎますと大分鹿もなれてきたせいか、それを無視して進入するような鹿も大分多くなってきたなと思います。今回の実証事業がそういうふうに、先ほど言いましたとおり、連動していくものであれば、いろいろな対策の中での一助に夕張もなるのではないかなと思いますけれども、その部分で、今の現状の部分の夕張の置かれている被害、それから頭数が地区によって違うと思いますけれども、わかっている範囲でお聞かせいただきたいと思います。

(宮崎主幹)

小林委員のご質問にお答えいたします。

エゾシカの農業被害は、金額ベースではありますが、食害の被害なのですが、年々減少傾向にはございます。ただ、調べているものが食害のものだけなので、ハウスとか、そういう施設に対する被害というのは、金額ベースではあらわされていないものもありますので、そのように金額換算されていない被害というのは、依然として減っていない状況と認識しておりますので、今回のエゾシカの捕獲実証事業を通して、有効な対策を継続して実施していこうというふうに考えております。

以上でございます。

(小林委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

宮崎主幹、今の質問の中で、鹿の頭数というのは押さえてはいないのでしょうか。推定頭数といいますか。

(宮崎主幹)

鹿の頭数に関しては、こちらではちょっと把握できておりません。申しわけございません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市交通安全計画(第10次)について

2. 夕張市墓地及び火葬場条例の一部改正について
3. 宮前町浴場の煙突折損及び転倒防止工事について

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課から、3点報告いたします。

まず1番目に、夕張市交通安全計画(第10次)についてをご報告いたします。
資料をお開きください。

市町村の交通安全計画については、交通安全対策基本法第26条において定められているものであり、本市においては、平成23年度から平成28年度の5年間を計画期間とした第9次夕張市交通安全計画が直近の交通安全計画でありました。

このたび、北海道が第10次北海道交通安全計画を策定したことを受け、国、道、夕張警察署及び民間団体等関連機関との調整を図った上で、平成29年度から平成32年度を計画期間とした第10次夕張市交通安全計画を策定したものであります。

資料1として概要版をおつけしておりますが、第9次の計画と比較して北海道飲酒運転の根絶に関する条例が平成27年12月1日から施行となり、飲酒運転による死亡事故の根絶を第一の対策と位置づけております。

また、一層進む高齢化に対応した交通安全意識の普及啓発を継続する内容とし、交通事故による死傷者を限りなくゼロに近づけることが目標であります。

なお、本計画、本文及び概要版については、市ホームページにて公開するほか、冊子として市本庁舎及び南支所に配布用として設置する考えであります。

それでは、資料2をお開きください。

夕張市墓地及び火葬場条例の一部改正についてを報告いたします。

改正の背景でございますが、火葬場使用料については、市民負担が公平と受益者負担の原則に基づき改定してまいりましたが、前回は平成19年度に改正をしております。以降における諸経費の増加と市民以外の方の火葬については、他市においても相応の使用料を徴収していることから、下記のとおり条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要につきましては、太枠の中になりますけれども、大人15歳以上の者1体につき、現行5,400円であったものを1万5,000円に改定するという考えであります。平成31年3月31日までの2年間ににつきましては、経過

措置として1万円ということで考えております。

また、中人という2の区分なのですけれども、13歳未満3歳以上の者という区分があったところなのですけれども、他市の状況を見ますと、割とシンプルに大人と子供に分けているというところが多く、こちらについては廃止して、大人と子供、15歳というところで線引きをしまして、それぞれ1万5,000円と8,000円という形で改定したいと考えております。

施行日につきましては、平成29年4月1日、先ほど申し上げたように、経過措置というものを設けております。

次ページ、別紙1なのですが、火葬場使用料の空知管内、そのほかも含めてなのですが、一覧表を掲載しております。

大人につきましては、夕張市現行5,400円、市民も市外の方も5,400円です。岩見沢市につきましては、市民は1万5,000円、市外は4万円となっております。真ん中ほどなのですが、空知の市の平均をとりますと、大人が1万5,000円、市外の方が3万6,250円という数字があらわれております。

空知につきましては、その横に南空知ですとか、北空知で組合を持っていて火葬場を運営しているような形になっておりまして、そちらに関しましては、完全に実費を徴収するという形の制度をとっているところが多く、大体市民に対して一番安いところで1万5,000円、高いところで2万円以上ということで、市外に関しては4倍の料金を設定しているところもあります。

参考といたしまして、千歳は1万5,000円と3万円、札幌市は市民が全く無料で、市外の方が4万9,000円という現状になっております。

以下、別紙2以降は、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

続きまして、資料3の宮前町浴場の煙突折損及び転倒防止工事についてを報告いたします。

資料3にお示ししておりますとおり、11月20日、日曜日12時10分に、宮前町の住民から通報がありました。落ちかけているということでございました。10分後の12時20分にボイラーマンから職員に通報がありまして、この間に頭頂部が落下したということでございます。現地に到着した職員が、とりあえずということで復旧方法ですとかを相談したということで当日終わりました。月曜日から実際に動きを開始いたしまして、立ち入り禁止のバリケードで封鎖したりですとか、翌日には他の浴場の点検、閉鎖したものを含めて全件異常なしということで報告を受けております。

当日に、宮前浴場の中に危険なので近づかないようにという掲示と町内会に回覧文書の依頼をお願いしたところでした。

翌日23日、水曜日に、足場の取り付け工事が完了いたしまして、とりあえ

ず今は転倒しない状況になっております。

現在、腐食の状況についての調査を進めまして、その後、補修工事、どういうふうにするかという方針を決定したいと考えております。

市民課からは以上です。

(大山委員長)

質疑に入る前に、ちょっとお聞きしたいのですが、交通安全計画の中で、一番上の吹き出しの中で、3行目に平成28年度から平成32年度とあるのですが、これは平成29年度。

(市民課長)

そうです。申しわけありません。間違っています。平成29年度です。

(大山委員長)

平成29年度ですね。

それと、その下の1番の、それぞれ①、②、③と数字が入っているのですが、縦に①、③、④、④だとか、右側では②、②と入っているのですが、この辺はこのとおりというか。

(総務課長)

答弁調整をお願いします。

(大山委員長)

休憩いたします。

〔答弁調整〕

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(市民課長)

申しわけありません。番号については、単純な誤りと思われれます。

縦に①から④で、③を②にして、④を③に訂正をお願いいたします。②、②は、①、②でということをお願いします。

(大山委員長)

わかりました。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

交通安全計画の概要について1点伺いたいのですけれども、最近、新聞等で高齢者の運転による事故のことが非常に大きく取り上げられていて、いろいろなところで免許の返納などを推進している状況があります。

夕張市については、どのようにお考えですか。

(市民課長)

夕張市に関しては、現在のところ、返納にした後のケアというか、公共交通の部分がなかなか進んでいない部分があり、返納した後の状態を考えていかなければならないという状況でございます。

(熊谷委員)

考えていかなければならないというところで、それが整備できないと返納というところまで行かないということではよろしいですか。

(市民課長)

ほかの部署ではありますが、市全体として、これからの交通を考えていかなければならないということで考えております。

(大山委員長)

ほかにごいませんか。

(今川委員)

まず資料1なのですけれども、こちらの2、交通安全対策の今後の方向及び主な施策というところで、⑥番の講じようとする主な施策の中に、民間団体を含めた関係機関との連携強化とありますけれども、どのような民間団体との連携を考えているのでしょうか。

(市民課長)

民間団体といいますのは、夕張警察署に本部を置いてあります夕張交通安全協会ですとか、それから、ネクスコ北海道などの民間団体を想定しております。

(今川委員)

続けて、資料2についてお聞きします。

火葬場の利用で、例年、市外からの利用というのはどれぐらいあったかというものを把握しているのでしょうか。

(総務課長)

答弁調整をお願いします。

(大山委員長)

答弁調整のため、休憩いたします。

〔答弁調整〕

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(市民課長)

申しわけございません。今、手元に資料を持ってきておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

(今川委員)

続けてなのですけれども、火葬場の1回の利用の実経費というか、1回ごとの経費の [] というものは、1回ごとの利用でわかれば、よろしく願います。

(市民課長)

1 回ごとに幾らという件数は押さえていませんが、平成 27 年度決算において、トータルの数字でお答えしてよろしいでしょうか。

(今川委員)

はい。

(市民課長)

歳出において 1,163 万 5,000 円の経費がかかっておりまして、それに対する火葬場使用料の歳入が 87 万 9,000 円となっております。

火葬した件数なのですけれども、平成 27 年度実績で 139 体ということになっております。よろしいでしょうか。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

交通安全の 10 次計画なのですけれども、2 番目の今後の方向及び主な施策なのですけれども、これ平成 29 年度からということなのですけれども、予算的なめど等については今現在考えているのか、それとも計画変更等で行うのかどうなのかについてお願いします。

(市民課長)

現行予算と後年次推計についても予算が確定しておりますので、その範疇でやりたいというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

交通安全の関係で、10 次の計画だということで、それぞれ、今、質疑があったのですけれども、私のほうからは、それぞれ警察署、それから、先ほど上げていた交通安全各関係団体、これらこういう 10 次の計画をつくるに当たって、それら団体との協議、検討が十二分にされたと思いますけれども、その中で、そういう考え方をお持ちだったのかどうかということを聞きしたいと思いますけれども。

(市民課長)

委員のおっしゃるとおり、関係各団体とは、こちら策定した後に交通安全計画第 10 次ということで、こちらは概要版ですが、内容についても全部ごら

んいただいて意見をまとめたところでございます。特に意見はなかったという事で聞いております。

(小林委員)

それで、交通安全に関しまして、先ほどそれぞれ各委員申し上げており、高齢化も進みますし、それから交通安全、特に飲酒運転撲滅等でもありますけれども、ここに並べてこうやって課題整理をするのは大変結構なのですけれども、当然予算も含めてそうですけれども、それで課題が、これから年数がたつにつれて見えてくることもあるかと思いますので、沿ってお願いしたいと。これは要望でございますので、それぞれ答弁は結構でございますので、お願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

資料3の宮前町浴場の工事についてなのですが、こちらに記載されています時系列でいきますと、立ち入り禁止バリケードの設置が事故発生の翌日21日、午前11時というふうになっていますが、これは誤りではありませんか。

(市民課長)

バリケードなのですけれども、2回に分けて設置いたしました。その最初は、11時に設置ということで聞いております。

(本田委員)

1回目が11時ということですね。本来であれば、当日20日、日曜日の午後13時には、地元建設業者様と現地でいろいろな打ち合わせをされたというふうになっていますが、遅くともこの段階で立ち入り禁止のバリケードを設置して、市民の安全を守るという作業が必要だったように感じるのですが、どのようにお考えでしょうか。

(市民課長)

実際、そのとおりだと思います。簡単なひもで巻くような、そういうような状態のことはやっていたようなのですけれども、実際にはバリケードまでの設置がされていなかったということで、報告を受けてこういうふうに指示して早速やったところなのですけれども、非常に、これは対応としてはまずかったと考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

浴場の件なのですが、ほかの類の施設について、どのような点検をして、どのような内容だったのか教えてください。

(市民課長)

一番人がたくさん集まる清陵浴場については、当日に点検を目視点検で行っておりました。腐食箇所ですとか、目視のところは見当たらないということで、翌々日、指示して閉鎖した全ての浴場についても点検を行ったところですが、とりあえず、まず現地に行きまして、腐食している箇所がないかどうか双眼鏡による目視点検を行いまして、その後、はしごをかけて、できる範囲のところまで上って腐食がないかどうかということで確認しております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(市民課長)

件数が分かりましたので、市外の。よろしいですか。

(大山委員長)

はい、どうぞ。

(市民課長)

市外の火葬件数なのですが、平成 28 年度現在で調べているものが、市外の方が 9 件だったということで、実際に火葬許可証の中から拾い上げております。

(大山委員長)

これは、先ほどの質問の中でのことであります。今現在ということですか、平成 28 年度。

(市民課長)

平成 28 年度ですね。今現在、9 件ということで聞いております。

(大山委員長)

それでは、これで市民課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正について
2. 拠点複合施設検討チームの基本構想の策定について
3. 夕張市特定財産の売却について
 - ①優先交渉権者の選考結果について
 - ②再公募について

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室でございます。まちづくり企画室からは 3 点報告事項がございます。

1 点目が、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正、こちらのほうは、私のほうから説明させていただきます。

2 点目が、拠点複合施設検討チームの基本構想の策定について、こちらのほうは、検討チームの事務局長であります鈴木主幹のほうから報告いたします。

3 点目が、夕張市特定財産の売却について、これは、担当課長であります古村課長のほうからご説明いたします。

では、まず 1 点目、指定管理者の指定手続き等に関する条例についてご説明させていただきます。

資料 1 をごらんください。

指定管理者制度につきましては、平成 15 年 9 月の自治法改正で制度が確立しておりまして、夕張市におきましては、平成 17 年 9 月に条例が制定されております。平成 17 年以降、この間、指定管理者制度でございますが、多様な住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところでございますが、いろいろな留意点も明らかになったことから、総務省から平成 22 年に技術的助言がなされているところでもございます。

こういった国からの助言とか、地方公共団体の事例も積み上がってきたことから、夕張市においても制度の適切な運用を一層図るために指定管理者の指定手続に関する条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の整理、協定で定める事項の追加、評価の導入、その他技術的修正となっております。

続きまして、3 ページ、これが実際の条例の新旧になりますが、まず 5 条で、公募によらない指定管理者の候補者の選定等ということで定められておりますが、これを整理いたしまして、第 5 条の第 1 号で定められているものにつきまして整理をいたしまして、その他市長が特に必要があると認めるときということで規則のほうに落として、規則のほうで整理するという形をとらせていただきました。

2 点目が、条例第 8 条ですね。

協定の締結内容について、普通に協定の中に入れている内容につきまして、管理に必要な体制について、修繕、改修について、事件・事故・天災について、評価に関する事項、保険等の加入についてということで、それを追加さ

せていただいております。

続いて、第 9 条で、その評価について定めておりまして、これまで事業年度が終わった後に事業報告書を出していただく形をとっていたのですが、それに加えて事業報告書を受け取った場合に、ちゃんと効果的に施設の目的が達成しているか等々を行政側で評価して、これを公表するという形をとらせていただいております。

その次に、これは念のために入れたのですが、指定管理者との双方の連携を図るという規定を入れております。

附則で、施行に関して書いてありますが、基本的に公布日施行という形をとっているのですが、現在、指定管理者の手続を終えているもの、現在、指定管理者になっているもの及び指定の手続が終わっているものについては、すぐに反映できないということから、1 年間の猶予を与えて、内容について指定管理者側と整理をしていくとかいう形で特例をとらせていただいております。

6 ページが、規則の一応、案のご提示ということで、これは公募によらない場合を整理して、規則でこのように定めたいということで案を示しております。

そこには、施設が専門的だったり高度な技術が必要な場合、地域の結びつきが強い施設で町内会等を指名する場合、大規模修繕が計画されている場合とか、緊急的にやむを得ない事情がある場合、あと、第 5 条で設置の目的、利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できる場合、これは評価と連動して、もし評価が高いところがあれば、その評価をもとに公募によらないようにしようとするものでございます。第 6 条でその他という形になっております。

旧第 5 条、新第 6 条でございますが、これは前項の第 5 条を追加したことによる整理と、あとは、選定委員会によらない場合、前第 5 条の第 2 号から 4 号までは、選定委員会の選定を受けないという形で整理しております。

あと、附則で、こちらのほうを公布日施行という形で整理させていただいております。

7 ページ以降、7 ページ、8 ページが平成 22 年 12 月に総務省から出されている指定管理者の通知になります。

9 ページ以降は、念のためということで、指定管理者制度の説明、あと、11 ページは公の施設の説明ということで、参考に資料をつけさせていただきました。

私からは以上でございます。

(鈴木主幹)

私のほうから、拠点複合施設検討チームの基本構想の策定について説明させていただきます。

7月14日に支部を含めた検討チームを決定してから、拠点複合施設の審議に必要な機能やこだわりを検討するため、先進地視察とその報告を経て、9月16日の第1回ワークショップを皮切りに計4回開催しております。

資料2の1ページをごらんください。

第1回は、どうやったら人が集まるかという集客力について検討し、第2回は、それらの検討要素の重要度と関連性がわかるよう見える化したと。第3回では、検討チームの基本構想をもとに基本計画へまとめ上げるコンサルタントに伝えるような施設全体のイメージをまとめ上げ、11月9日の第4回ワークショップで報告会を開催し、市長を初めとした関係者に施設イメージを報告いたしました。

本日は、その報告内容である検討チームの基本構想、方向性について説明させていただきます。

2ページをごらんください。

九つの複合施設イメージカードと出ておりますが、これは、今まで市の検討内容、そして検討チームの検討要素の重要度からスペースの空間イメージを大きくまとめて、この九つの空間に分類したものです。

四角の中の内容は、検討チームで出た意見を抜粋して載せたものであります。また、一番下の必須機能というのは、3回目までのワークショップの中で必ず出てくる内容であったことから、複合施設に必須の機能としたものであります。

それでは、3ページをごらんください。

まず、子育てチームですが、基本コンセプトとして、身の丈に合った施設、限られた空間の有効活用、子どもから高齢者まで多世代が使い倒せる施設を上げております。

まず、多世代が自由に使える利用者同士で交流が生まれる空間として、多世代交流フリーホールとして広くとっていることが特徴となります。フリーホールには、低い棚などで区切った緩やかな幼児スペース、利用方法を決めず利用者が自由に運用していく児童館スペースを配置しております。また、フリーホールは、椅子やテーブルを可動式にし、イベントや展示も開催できるフレキシブルな運用空間を想定しております。

多目的室には静と動があり、静は勉強や読書、会議などの場を想定しており、壁や可動式の間仕切りを徹底して部屋を大きく利用できるようにし、これらもイベント、展示も行えるよう想定されております。動は、防音設備を

整え、バンド活動、DANフレッシュ等の場として利用するなど、アクティブな活動の場を提供しております。

多目的ホールは、演芸ホール的な機能とミニ体育館的な機能をあわせ持つホールをイメージしております。

続きまして、4ページをごらんください。

多目的空間チームの施設イメージではありますが、コンセプトは循環であります。

図書情報スペースには、パソコン等を置き、ネットが利用できるようにしていますが、行政窓口の近くに置くことにより、ネットを正しく使ってもらうということを意識した空間になっております。

交流スペースについては、行政窓口、バス・タクシーの待合、そして飲食スペースを配置することで、交流機能を全て兼ねることを可能としております。

中央に移りますと、幼児スペースを中央に配置することで、広い視野で子どもの見守りをすることができ、中央の緑地公園とあるのは、人工芝等を敷くことによって、年中遊べる空間となっております。

多目的空間は、やはり壁を可動式にして広く使うことができるよう想定しております。

多目的スペースは、イベントや展示ができるよう広くとり、周囲に飲食スペースや幼児スペースが配置されていることから、子連れでも気軽に参加できるよう配慮しております。

多目的ホールと多目的室には、防音設備を整備し、芸能発表やバンド演奏やカラオケができる場として使用します。

多目的ホールについては、ふだんは子どもたちが体を動かす用途にも使えることとしております。

また、子どもから高齢者まで、誰でも長時間いられるよう休憩スペースを施設全体に配置したというふうに考えております。

全体イメージとして、幼児スペースや飲食スペースなどの空間を中心に軸として配置することによって開放的印象となり、子どもたちの元気やにぎわいがほかの空間に循環していくことを目指したイメージとなっております。

5ページをごらんください。

アトリウムチームですが、コンセプトは可動性と開放感です。

下側の入り口がメーンの入り口で、行政窓口が配置されております。その隣には、情報の出し方を工夫し、わかりやすいまちの情報コーナー、漫画や雑誌など手にとりやすいものを置き、本に触れ合える機会をつくる。また、本の相談、道立図書館からも借りられるなど、機能のある図書スペースを配

置しております。

防音の多目的室は、カラオケ、音楽サークル、隣の会議室は間仕切りにより広さが変更できるというふうになっております。

多目的ホールには、収納式のステージを設置し、大きな会議や運動にも使用できるようにしております。

中央部右には幼児スペースがあり、そこから外に出て公園で遊ぶこともできますし、飲食スペースは壁をガラス張りとし、お母さんたちが外の子どもを見守りながらくつろぐことができるというふうになっております。

施設の真ん中には開放感のスペースとし、椅子やソファを可動式にして、広いスペースを使って室内イベント会場にも使えるような形にしております。

以上、3チームの報告を基本構想とし、これをもとに市が基本計画を策定してまいります。基本計画の素案段階では、検討チームの代表者も入れ、基本構想から外れていないかを検討してもらいながら、3月の基本計画策定に向けて進めてまいります。

以上であります。

(大山委員長)

間もなく昼食休憩時間に入りますが、この場合、このまま継続して会議を続行したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

それでは、私のほうから3番目の夕張市特定財産の売却についてご説明を申し上げます。

まず、1点目の優先交渉権者の選考結果についてというところですが、夕張市特定財産のうち、現在、指定管理者において管理いただいている4施設、マウントレースイスキー場、それからマウントレースイホテル、ホテルシュエーパロ、ファミリースクールひまわり、この4施設について指定管理期間が平成29年3月31日をもって契約期間満了になることから、施設を継続して運営する事業者を公募し、売却することとしたところであります。

まず、選考結果についてであります。資料3をごらんください。

1の当初のスケジュールにつきましては、6月7日に開催されました行政常任委員会にて報告をさせていただいたとおりであります。

次に、2の経過であります。募集については、本年4月28日から6月30日までの期間で受け付けを行ったところであります。その後、一次選考となります第4回夕張市特定財産売却選考委員会を7月13日に開催し、応募者から広い視野での提案をお聞きしたところであり、応募のあった6社について選考を行った結果、3社が一次選考を通過したところであります。

次に、二次選考であります。一次選考を通過した3社のうち、1社が10

月 13 日、また、もう 1 社が 10 月 14 日に、それぞれ辞退届の提出があったものであります。3 社のうち残った 1 社について、第 6 回夕張市特定財産売却選考委員会を 10 月 18 日に開催し、価格提示を含めたプロポーザルを行った結果、内容が不十分であったところであります。選考委員会からもきちんとした実行計画書等の提出が必要との意見があり、この 1 社につきましては、期限を切って市と協議、調整を行ったところでありますが、結果的に追加資料提出がなされなかったことから、この時点で二次選考は優先交渉権者の選定について不調という形になったものであります。

この結果を踏まえまして、時間がない中ではあります、基本条件を変更した上で、再度公募を行うこととしたところであります。

3 の今後のスケジュールであります、募集期間を本日 12 月 6 日から 12 月 27 日までとし、選考を年明け 1 月 10 日、第 8 回夕張市特定財産売却選考委員会にて行うと考えております。

優先交渉権者の決定、仮契約締結、契約保証金の納入を 1 月中旬に行い、その後、1 月下旬には市議会の議決をいただき、本契約締結ということで考えております。

売却代金の納入、引き継ぎを 3 月末までに終了させて、4 月 1 日には物件の引き渡しを行いたいと考えております。

次に、再公募についてであります、資料 4-1 の夕張市特定財産売却公募について、夕張市特定財産売却公募要綱をごらんください。

1 ページの 2、売却対象不動産公募から優先交渉権者決定までの流れ(予定)というところですが、前回の公募と違う点は、前回は、一次選考と価格提示を含めたプロポーザルの二次選考、この 2 段階選抜方式としておりましたが、今回は価格提示を含めて選考委員会で行うこととしております。その他の条件については、変更はございません。

次に、2 ページから 8 ページにつきましては、3 の売却公募参加資格から 10 のその他売却条件及び容認事項等について記載しているところでありますが、8 ページの(23)に、夕張リゾート株式会社の運営引き継ぎ希望の場合についてを追加記載しております。また、最後の括弧書きの米印ですが、夕張市と夕張リゾート株式会社は共同売り主でない、各別の取引となります。この一文もつけ加えることとなります。

なお、売却公募に関する問い合わせ等につきましては、引き続き三井不動産リアルティ株式会社が売却業務窓口ということになっております。

9 ページから 21 ページにつきましては、物件の概要、そして各施設の概要を記載しているところであります。

次に、資料 4-2 であります。

こちらにつきましては、公募要綱の様式集というような形になっております。前回の公募とほぼ変わりはありませんけれども、様式 6 以降の記載の部分につきましては、前回は 6 項目ぐらいに分けて提出していただいたところですが、これをちょっとまとめまして、三つに分けて提出をしていただくような形にしております。

特定財産の売却につきましては、以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

資料 3 の夕張市特定財産売却に係る優先交渉権者の選考結果についてなのですが、再募集をかけるということで、当初の応募はしなかったけれども、興味があるという企業さんがいらっしゃると思うのですよね。公募後に問い合わせが来た企業というのの情報があると思うのですけれども、例えば、夕張リゾートさんにこういう問い合わせが来ているだとか、市のほうにそういう問い合わせが来ただとか、公募後に問い合わせが来た企業というのは、見込み企業という形になるかと思うのですけれども、それらの情報というのは、3 者で共有されているのでしょうか。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

実際のところ数件、そのようなお話が入っております。直接市にということではございませんけれども、市の場合は、三井不動産リアルティさんが仲介業者ということになっておりますので、そちらを通してと。それから、夕張リゾートさんにつきましても、そのようなお話があるということを伺っております。その点については、みんなで情報を共有しているというところがあります。

(今川委員)

仲介の三井不動産リアルティさんは、そういった企業に対しては、直接、再募集をかけたということを、念のため直接お伝えするような手続をとっていただけるという認識でよろしいのでしょうかね。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

今回、再公募という形になりますけれども、これにつきましても、三井不動産が仲介業者ということになっていきますので、そちらのほうからお声かけをいただくような形になると思ってございます。

(大山委員長)

ほかに。

(君島委員)

今回の募集について期間がすごく短いのですけれども、それについてご説明いただけますか。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

前回 4 月からということで長い期間での募集をしたところではありますが、今回、不調に終わったということになります。確かに短い期間にはなりますけれども、4 月 1 日の引き継ぎということを考えますと、短い期間ではありますが、何とかこの間で売却先を決定できればと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

同じく資料 3、特定指定財産の売却にかかわるところで質問させていただきます。

経過の中で、一次選考を通過した 3 社のうち、2 社が辞退されたというふうな記載がありますが、差し支えなければ、この 2 社が辞退をしてしまった理由を教えてください。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

2 社が辞退ということでもありますけれども、まず、1 社につきましては、価格提案までの期間が短く、スケジュール内に通常行う建設設備を中心とするデューディリジェンスができないため、それから、キャッシュフロープロダクションを作成し検討したが、投資に見合う採算の確保が難しい。それから、ひまわりの部分ですけれども、耐震補強工事、それから一部橋のかけかえ工事のようなところも金額を多目に見積もらなければならない状況、いわゆる細かいところまで調査ができる状況ではなかったというか、時間が短かったというようなことで、最終的に採算が難しいというようなお話での辞退というところ です。

もう 1 社につきましては、共同出資を前提に複数の投資家と交渉を重ねてきていたと。その中で、前提とする一定の価格水準について折り合いがつかなかったというようなことで、辞退をするというような辞退届の提出がありました。

(本田委員)

はい、わかりました。

その 2 社が辞退されて、望みの 1 社が残っていたというところでしたが、追加の資料が提出されなかったということで、残念ながら不調というふうな流れになったというふうに読み取れるのですが、追加資料が提出できなかった理由は何か聞いていらっしゃいますか。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

この 1 社につきましては、一次選考において、選考委員からもう少し詳しいお話を伺いたいということで二次選考時に、再度詳しくお話を聞くこととしておりました。ただ、二次選考時のプレゼンテーションの中でも、ちょっと内容が不十分なところがあったというところで、であれば、実行計画書をきちんとしたものを提出していただいて、また判断するということがどうかということで選考委員の中からのお話でありましたので、その部分については、私どもと企業さんと協議、調整をしてまいったという形であります。

ただ、その 1 社の方が、投資家がおられますけれども、その投資家との協議がスムーズにどうもいっていなかったというようなところもありまして、期限までにこちらからの要請した書類の提出ですとか、そういうところに応えることができなかったというようなことで、最終的に不調になったということであります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

ここの選考委員会についてなのですけれども、どういった方たちが選考委員会なのか教えていただけますか。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

今回の特定財産の売却ということですので、選考委員につきましては、ここでは差し控えさせていただきたいと思います。

(大山委員長)

このことについては、前の委員会でも出されて。

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つ質問させていただきますけれども、6 カ月、私も実は 9 月の議会で質問させていただきました。これに関しましては。結果的には、不調に終わって再公募という形になっていたかと思います。

そこで、今後のスケジュールを見ますと、前回というか、これまでの間は一次選考、そして、次は二次選考という形でそれぞれ目的を持って選考されると。今後のこのスケジュールによりますと、一度で選考に至るという経過で、多分、限られた期間を設定していますので、それぞれそれに向けてのご努力をされるのかなと思いますけれども、そのことについて、今後いい結果を生んでいただきたいと思いますけれども、この限られた募集期間の中に、買い手が当然あらわれていかなければならないと思いますけれども、それらの部分について、十分目算があるのかどうか、これについてお話しいただき

たいと思います。

(まちづくり企画室商工観光担当課長)

今回、不調に終わった公募についてでありますけれども、小林委員がおっしゃったとおり、1回目については、広くお話を伺うというようなことで伺っていきました。二次については、価格を含めて提示というようなことで行ってきたところでありますけれども、不調に、残念ながら終わってしまったというところであります。

今回、再度募集というところにつきましては、どうしても時間がない、12月に入りまして、4月に新しい事業者ということですので、時間がない中ということになります。という中で、ちょっと行わなければならないのは非常に厳しい状況というところではあるのですが、何とか、そのところは私どもも努力はしてまいりたいと思いますし、何社かは考えているというような事業者もあるようですので、私どもはそれに期待をしたいと思っているところです。

(小林委員)

それで、今、これから限られた時間の中で続けていくと。

そこで、当然、これ市にとって重要な案件だと思います。きょうは理事も出席されておりますので、その分についてのお考え、これからの進め方あれば、それもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

(大島理事)

先ほどの小林委員からの質問にも関連した、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

まずは、前回、公募、選考した結果が不調に終わったということで、市民や議員の皆様にご心配をおかけしていることにつきましては、大変申しわけなく思っている次第です。

ただ、購入意欲のある企業が全くないのかということ、先ほども若干触れておりますけれども、そのような状況ではないということをはっきりお伝えさせていただきたいと思っております。といいますのも、一つには、前回の公募の中では、スケジュール的な部分で価格の査定であったり、あるいは投資家との調整、こういったものが時期的に間に合わなかったというような声をいただいている企業もございましたし、また、先ほど、今川委員からもご指摘ございましたが、実際に公募した後、応募を締め切った後にも複数社から、実は興味があるのだけれどもというお問い合わせがあったということは事実でございますので、そのような企業が今回の再公募に手を挙げてくる可能性というのは十分にあるものと思っております。ですので、今回、募集期間は確かに短いのですけれども、そういったような複数の手を挙げてくるのでは

ないかと思込まれる企業があるということはお伝えをさせていただきたいと思います。

また、今回、この時期に再公募を行うということで、前回と違って、今回はスキー場のほうももう営業を開始しておりますので、実際のその様子ですとか状況、こういったものも実際にごらんいただいた上で検討していただけるということで、むしろその点に関しては、プラスに働くのではないかというふうに市としても考えているところでございます。

いずれにしても、売却の方針そのものは変わりはありませんし、また市としての売却に当たっての基本方針、スキー場の継続、それから地元雇用の確保、地域経済の活性化、このような夕張の将来のことを考えていただける意欲あふれる企業に応募していただけることを切に願っておりますので、ですので、前回の結果が不調だったということだけを捉えて、何か誤解のないようにご理解を賜ればありがたいというふうに思っておりますので、補足をさせていただきたいと思います。

(小林委員)

当然、今まで行われてきた調整、いろいろな業務、これは私どもも決して無駄だとは思っておりませんし、当然、やっぱり市民がそれぞれかわる部分の案件であると思いますし、当然、従業員も含めて、いろいろな部分で結果はいいものにしていきたいというのは、これは共通した考えだと思っておりますので、以上、質問とさせていただきますけれども、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございせんか。

(議長)

私からも 1 点お願いしたいのですが、拠点複合施設検討チームの関係に戻らせていただきます。

それで、今回は、いわゆる市民も巻き込むという形の中で将来的に、この施設、どういうものがあるべきかということで非常に内容の濃い議論、組み立てをしていただいていると思うのです。

それで、これからの日程、以前も概略的にご説明いただいていたと思うのですが、例えば、その中で、今後コンサルさんのほうに業務を発注し、いわゆる形ができ上がってくる中で、また、さまざまな検討事項があった場合、それは当然できるものできないものあるでしょうけれども、そういう検討の機会はあるという認識でいてよろしいでしょうか。

(鈴木主幹)

3 月を目指して基本計画を策定していくという中で、先ほどもちょっと最後

に説明させていただいたのですが、今の検討チームは25名いますので、それを皆さん集めてというのはなかなか今後難しくなるので、代表者の方に入ってもらって、基本計画の素案、ここの部分は代表者に基本構想とずれがないのか、それともきちんとそこの中身が通っているのかという部分を検討していくということを、これから年前、年明けに行っていくということは考えております。

(議長)

わかりました。

それで、具体例を挙げて、例えば、そういうものについては、今後どの時点での検討になるかということでもちょっとお尋ねしたいのです。まだその検討の余地があるかどうかということも含めてお尋ねしたいのですけれども、先般、栗山町役場というか、議会のほうに用事があって行った際に、ちょっとお手洗いを借りる機会がありまして、そのときに洗面所の、いわゆるバルブといいましょうか、見たときに、ユニバーサルデザインのものをつけていらっしやった。いわゆる指先でも手の甲でも開け閉めできるというようなやつですね。今は基本構想ですから、そこまで詳細な協議検討はされていないと思うのですけれども、例えば、今後、そういった福祉の担当職員の目から見て意見反映が可能であるとか、そういったものについても検討していける状況ですか。

(鈴木主幹)

今年度、策定予定の基本計画については、おおよそこういう空間をつくるために、こういう施設をつくっていくという大きな部分になります。来年度、平成29年度には基本設計、実施設計がありますので、その中でそういうことを検討していくということになります。

(議長)

わかりました。ありがとうございます。

それではもう1点ですが、資料3の夕張市特定財産売却に係る優先交渉権者の選考結果についてということでございまして、各委員のほうから、それぞれ確認については済まされたというふうに感じておりますが、先ほど理事のほうからも話しありましており、議会のほうでは9月定例会の質問を通じて一定程度進捗状況と、これから市が求めていくものについて確認をしてきたところでございます。

その中からいけば、今回、特定財産の売却ということでの公募ではありますが、それ以外に、例えば、地域経済、業務の将来性であるとか、雇用の関係であるとかということで、結果的に守っていただかないものが非常に多い状況になっているのだと思います。

それで、交渉ごとですから 1 回目の再公募が、いわゆる成功だったのか失敗だったのかという、そういう評価というのは適切ではないと思うのですけれども、やはり特に関心が大きいことでもありますし、これがやはり民間の方に売却が決定したということであれば、いわゆるこれからの夕張のまちづくりにとっても大きな加速できる要因にもなるというふうに思いますので、きょう以降、限られた募集期間だというふうには思いますが、ぜひご尽力をいただきたいということをお願いをしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長